

決 61頁15行目から18行目までの主張)について

原審原告らは、本件各認可は、住民との協議の継続中に、緊急の必要性もないにもかかわらず、住民に告知、弁解、防御の機会を与えられなかったものであり、憲法31条の要求する適正手続の要請に違反する旨主張する。

この点については、法は、都市計画事業認可の要件として法59条ないし61条を規定しているだけで、事業認可の際に住民等に対し告知、弁解、防御の機会を与えなければならない旨の規定を設けていない。

ところで、直接には刑事手続に関して定められた憲法31条の手続的保障が行政手続にも及ぶとしても、行政手続は、刑事手続とその性質においておのずから差異があり、また、行政目的に応じて多種多様であるから、行政処分の手続きに事前の告知、弁解、防御の機会を与えるかどうかは、当該処分により達成しようとする公益の内容、利益の内容、性質、制限の程度、当該処分により達成しようとする公益の内容、程度、緊急性等を総合較量して決定されるべきものである（最高裁平成4年7月1日大法廷判決・民集46巻5号437頁参照）。そして、法59条に基づく都市計画事業の認可により制限される権利は、当該事業に係る事業地内の不動産の財産的権利であること、その制限態様は、事業地内において当該事業の施行の障害となるおそれがある土地の形質の変更、建築物の建築、その他工作物の建設を行うこと等が制限される（法65条1項）、事業地内の土地、建物等を有償譲渡しようとする際には、施行者に優先的にこれらを買収する権利が与えられる（法67条）、土地等が収用、使用の対象となる（法69条以下）、都市計画及びその事業認可は、都市の健全な発展と秩序の確保を図るとする公共の利益を達成しようとするものであること、事業認可の前提となる都市計画の段階では、都市計画を決定する都道府県知事又は市町村は、都市計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとされ（法16条1項）、また、都市計画を決定しようとするときは、その旨を公告するとともに、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供しなければならないものとされ（法17条1項）、上記公告があったときは、住民や利害関係人は、都市計画の案について、意見を提出することができるとされる（同条2項）など、認可に至るまでに、事業地内の不動産について権利を有する者が事業の前提となる都市計画について意見を述べることが与えられていること等にかんがみれば、事業認可に当たり、事業地内の不動産について権利を有する者に対し事前に告知、弁解、防御の機会を与えない規定がなくとも、これをもって、憲法31条の法意に反するものということができる。

したがって、本件各審理対象認可に当たっても、同各認可の取消しを求める原告適格を有する原審原告らに、認可に当たって、告知、弁解、防御の機会が与えられなかったことをもって、違法、違憲の問題が生ずるものとは認められず、原審原告らの上記主張は、採用できない。

(オ) 以上のとおり、事業認可申請手続における違法に係る原審原告らの主張は、いずれも採用できず、本件各審理対象認可について、申請手続は適法なものとして認められる。

(カ) なお、原審原告らは、本件各事業と本件線増事業が不可分一体のものであることを前提に、細切れ認可の違法を主張するが、この主張が、本件各付属街路事業が、本件鉄道事業や本件線増事業と別に認可されたことについても、細切れ認可として違法である旨主張するものであったとしても、以下のとおり、そのような主張は採用できない。

すなわち、本件各付属街路事業は、本件各付属街路都市計画を基礎とするものであり、本件鉄道事業や本件線増事業とは、基礎となる都市計画が異なるものである。法上、個別に決定された各都市計画について、それが相互に関連する場合に、一体の事業として一個の事業認可を受けようとする旨定めた規定はなく、本件鉄道事業や本件線増事業とは別個に、本件各付属街路事業認可の申請がされ、それが認可されたことが違法になるものとは認められない。

また、原審原告らの上記主張が、都市計画決定が個別にされたことも違法である旨主張する趣旨であったとしても、前示のとおり、各付属街路は、小田急線の高架化に伴う環境空間としての機能を果たすだけでなく、道路としての独立した機能を果たすことが予定されていたものであり、鉄道とは別個の都市計画施設と評価できるものであって、本件各付属街路都市計画が9号線都市計画とは別に都市